

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第 521-1 号  
令和元年（2019年）7月24日

湘南モノレール株式会社  
代表取締役社長 尾渡 英生 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 31-7 号
土地利用類型 の 名 称	産業複合地
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 ( 地 名 地 番 )	鎌倉市台三丁目489番4の一部 ほか1筆
行 為 の 種 類	建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 ( <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区 ) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p>&lt;地区の特性・課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な道路沿いに車対応型の商業施設や店舗併用住宅などが立地している。</li> <li>・住環境と産業環境の調和を図る必要がある。</li> </ul> <p>&lt;景観形成基準に係る協議内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接道部は低木により緑化され、外周部も緑化されている。</li> <li>・建築物は、道路から大きくセットバックし、ゆとりのある配置となっている。</li> <li>・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。</li> <li>・通りから眺望できる位置に駐車場が配置されているが、緑化により修景されている。</li> <li>・一部の設備は屋上部に設置されるが、その他は目立たない位置に配置され、緑化により修景されている。</li> </ul> <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	